

証券コード 5284
2020年12月9日

株 主 各 位

福岡市早良区東入部五丁目15番7号
株 式 会 社 ヤ マ ウ
代表取締役社長 小 嶺 啓 藏

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年12月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神二丁目5番55号
レソラ天神5階 レソラNTT夢天神ホール
(裏面ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

~~~~~  
\* 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

\* 株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yamau.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

\* 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 株主総会における新型コロナウイルス感染防止へのお願い

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染防止の観点から、下記の対応を取らせていただきます。株主様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

■株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

■当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、ご検討ください。

■会場内においては感染リスクを低減するため、座席間の距離を確保することにより、ご用意できる座席数が例年に比べ減少いたします。座席数を上回るご来場がある場合、お席をご用意できず、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

### 2. ご来場いただく株主様へのお願い

■マスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒について、ご協力をお願い申し上げます。

■会場入口において、株主様には体調のご確認や検温にご協力いただく場合がございます。

■体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

### 3. 当社の対応について

■当日は、役員及び運営スタッフ等はマスクを着用させていただきます。また総会開催日現在の状況に応じ、感染防止のための措置を講じる場合がございます。

■今後の感染状況等により株主総会の運営・会場に大きな変更が生ずる場合は、その内容を当社ウェブサイト (<http://www.yamau.co.jp/>) にてお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社グループを取り巻く経営環境は、建設業界における深刻な人手不足に加え、中・長期的には公共投資の縮減により漸減する方向であることが予想されるなど、一層厳しさを増しております。

このような経営環境の変化に、柔軟かつ迅速に対応すべく、当社グループの第V次中期経営計画の基本方針である「小さくても強い会社」の実現に向け、新たなグループ事業体制への移行に係る検討を進めて参りました。

その結果、当社グループは、グループの経営機能を当社に集約し、その傘下に当社グループ各社を配置する純粋持株会社体制へ移行することによって、各事業会社の役割を明確化してグループの経営機能と業務執行機能を分離し、グループ全体のガバナンス体制を強化することで各事業会社が事業活動に集中できる体制を構築するとともに、人材・技術・ノウハウなどの経営資源を横断的・効率的に活用し、最大のシナジー発揮を図ることが今後の当社グループの企業価値の最大化に資すると判断いたしました。なお、持株会社体制への移行は、新設分割により、コンクリート製品製造・販売事業その他関連事業を担う事業会社を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継する形で行います。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

### 新設分割計画書（写）

株式会社ヤマウ（「ヤマウホールディングス株式会社」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のグループ会社管理事業を除く一切の事業（以下「本分割事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ヤマウ（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（目的）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社が本分割事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

#### 第2条（新設会社の定款で定める事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、「株式会社ヤマウ定款」（別紙1）に記載のとおりとする。
2. 新設会社の本店所在場所は、福岡県福岡市早良区東入部五丁目15番7号とする。

#### 第3条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の設立時役員の氏名は以下に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 有田 徹也、小嶺 啓藏、伊佐 寿起、生田 泰清、倉智 清敬
- (2) 設立時監査役 隈江 芳博

#### 第4条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項）

1. 新設会社は、本件分割に際し、「承継権利義務明細表」（別紙2）記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。ただし、権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継するものとする。
2. 当社から新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重畳的に債務を引受ける。
3. 第1項に規定する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続を要する登録手続き費用その他一切の費用は、新設会社の負担とする。

#### 第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。

第6条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 100,000,000円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則により算出された額

第7条（分割効力発生日）

新設会社の成立の日（以下「分割効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、当社は手続の進行に応じて必要があるときは、当社取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

当社は、新設会社が承継する事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（条件変更および中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、分割効力発生日までに、当社の株主総会における承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以上

2020年11月6日

福岡県福岡市早良区東入部五丁目15番7号

株式会社ヤマウ

代表取締役 小嶺 啓藏 ㊞

## 別紙1 定款

### 株式会社ヤマウ 定款

#### 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ヤマウと称し、英文ではYAMA U C O., L T D.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. コンクリート製品の製造・販売並びに施工
2. 土木建築用資材の販売
3. とび・一般土木工事・造園土木工事・石工事・舗装工事の施工並びに管理
4. 建築工事・鋼構造物工事・タイル・れんが・ブロック工事の施工並びに管理
5. 樹脂コンクリート製品の製造・販売並びに施工
6. コンクリート構造物の点検・調査・診断業務並びにそれに伴う補修・補強工事業務
7. コンクリート製品・構造物関連技術の研究・開発並びにノーハウの販売および管理
8. 建築・土木工事設計コンサルタント業務
9. 各種の地質調査・土質調査・地下水調査並びにこれらに関連する業務
10. コンピュータによる情報処理並びにソフトウェアの開発および販売
11. 電気通信工事および機械器具の販売並びに設置工事業
12. 不動産の売買・賃貸借・仲介並びに管理
13. 太陽光・風力・地熱等の再生可能エネルギーの研究・開発・利用等による発電並びに電気・熱の供給に関する事業
14. ビルメンテナンス業並びにビルの管理業務に関するコンサルタント業務
15. 人材派遣業並びに人材紹介業
16. 一般貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業並びに産業廃棄物収集運搬業
17. 農産物の生産および加工並びに販売
18. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 7 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 9 条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第11条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に特段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定する。代表取締役が1名のときは、当該代表取締役を取締役社長とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第25条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

第27条 当社は、監査役を置く。

(監査役の数)

第28条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- ③ 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第33条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第35条 当社の期末配当金および中間配当金は、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

- ② 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

## 第7章 附 則

(設立時代表取締役)

第36条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

福岡県古賀市舞の里3丁目17番18号

設立時代表取締役 有田 徹也

(附則の削除)

第37条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除するものとする。

### 別紙2

#### 承継権利義務明細表

本件分割によって、新設会社が承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。ただし、新設分割による移転が認められない、または移転できない契約上の地位等、もしくは法令上承継のために別途手続が必要な許認可等のうち、本件分割の効力発生日までに承継のために必要な対応が完了できなかったものについては、当該対応が完了することを条件として承継するものとする。

なお、資産および負債の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社成立日前日までの増減を加除したうえで確定する。

#### 1. 承継する資産および負債

##### (1) 流動資産

本分割事業にかかる流動資産のうち、法令上承継可能であるものの一切。

##### (2) 固定資産

本分割事業にかかる固定資産のうち、法令上承継可能であるものの一切。ただし、以下を除く。

- ① 土地および建物
- ② 投資有価証券のうち、金融機関およびリックス株式会社、株式会社南陽の株式
- ③ 関係会社株式のうち、開成工業株式会社、大栄開発株式会社、中外道路株式会社、メック株式会社、株式会社リペアエンジ、光洋システム機器株式会社の株式

(3) 流動負債

本分割事業にかかる流動負債のうち、法令上承継可能であるものの一切。

(4) 固定負債

本分割事業にかかる固定負債のうち、法令上承継可能であるものの一切。

2. 承継する雇用契約

分割効力発生日において本分割事業に従事する従業員との雇用契約。なお、雇用契約に定められた労働条件はそのまま維持し、当社における勤続年数は新設会社において通算する。

3. 承継する契約関係

本分割事業にかかる取引基本契約、業務委託契約、その他本分割事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継する知的財産権

本分割事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の知的財産権。

5. 許認可等

本分割事業に関して当社が取得している許認可等のうち、法令上当社から新設会社への承継が可能であるもの。なお、建設業に関する事項は、別途、当社の取締役会において詳細に決定する。

以上

### 3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

#### (1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

##### ① 新設分割設立会社が本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式100株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されます。そこで当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設分割設立会社の適正かつ効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

##### ② 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

#### (2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、第1号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号及び目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与し、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (3) 取締役相談役を選定していない現状に鑑み、第22条の取締役相談役の役付取締役を廃止するものであります。
- (4) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第31条（非業務執行取締役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記の新設、変更及び削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、2021年4月1日をもって、効力が生じるものいたします。

(下線部は変更部分であります。)

| 現 行 定 款                                                        | 変 更 案                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商 号)<br>第1条 当社は、株式会社ヤマウと称し、英文では <u>YAMAU CO., LTD.</u> と表示する。 | (商 号)<br>第1条 当社は、 <u>ヤマウホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>YAMAU HOLDING S CO., LTD.</u> と表示する。                          |
| (目 的)<br>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。                              | (目 的)<br>第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、 <u>当該会社の事業活動を支配および管理すること、ならびに次の業務を営むことを目的とする。</u> |

| 現 行 定 款                            | 変 更 案                                                          |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. (条文省略)                          | 1. (現行どおり)                                                     |
| 2. (条文省略)                          | 2. (現行どおり)                                                     |
| 3. 一般土木工事の施工並びに管理                  | 3. <u>とび・一般土木工事・造園土木工事・石工事・舗装工事の施工並びに管理</u>                    |
| 4. 建築工事の施工並びに管理                    | 4. <u>建築工事・鋼構造物工事・タイル・れんが・ブロック工事の施工並びに管理</u>                   |
| 5. <u>舗装工事の施工並びに管理</u>             | (削除)                                                           |
| (新設)                               | 5. <u>鉄筋加工および型枠の製造・販売並びに改造・修理</u>                              |
| (新設)                               | 6. <u>測量並びに設計業務</u>                                            |
| 6. (条文省略)                          | 7. (現行どおり)                                                     |
| (新設)                               | 8. <u>コンクリート構造物の点検・調査・診断業務並びにそれに伴う補修・補強工事業務</u>                |
| 7. <u>コンクリート製品関連技術研究・開発</u>        | (削除)                                                           |
| 8. <u>コンクリート製品関連技術ノーハウの販売および管理</u> | 9. <u>コンクリート製品・構造物関連技術の研究・開発並びにノーハウの販売および管理</u>                |
| (新設)                               | 10. <u>水門・堰の製造・販売および橋梁等の鋼構造物工事・水道施工工事・管工事並びにそれに伴う補修・補強工事業務</u> |
| 9. 土木工事設計コンサルタント業務                 | 11. <u>建築・土木工事設計コンサルタント業務</u>                                  |
| (現行どおり、14.から移動)                    | 12. <u>各種の地質調査・土質調査・地下水調査並びにこれらに関連する業務</u>                     |
| (新設)                               | 13. <u>道路および鉄道構造物の調査・設計並びに道路用伸縮装置および道路用分離帯の販売</u>              |
| (新設)                               | 14. <u>各種加工ゴム製品の販売</u>                                         |
| (新設)                               | 15. <u>道路・橋梁・陸橋等の建設に要する一切の資材の販売</u>                            |
| (新設)                               | 16. <u>石油製品並びに油脂類の販売</u>                                       |

| 現 行 定 款                                     | 変 更 案                                                   |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 10. 不動産の賃貸借・仲介および管理                         | (変更の上、21.へ移動)                                           |
| 11. (条文省略)                                  | 17. (現行どおり)                                             |
| (変更の上、13.から移動)                              | 18. <u>電気通信工事および機械器具の販売並びに設置工事業</u>                     |
| (新設)                                        | 19. <u>一般事務機器・事務用品および電気製品の販売並びに修理</u>                   |
| (新設)                                        | 20. <u>マイクロ撮影受託およびマイクロ機器の販売並びに修理</u>                    |
| (変更の上、10.から移動)                              | 21. 不動産の売買・賃貸借・仲介並びに管理                                  |
| (新設)                                        | 22. <u>各種製造機械装置・各種製造設備の販売並びに保守・管理</u>                   |
| (現行どおり、16.から移動)                             | 23. 太陽光・風力・地熱等の再生可能エネルギーの研究・開発・利用等による発電並びに電気・熱の供給に関する事業 |
| (変更の上、17.から移動)                              | 24. ビルメンテナンス業並びにビルの管理業務に関するコンサルタント業務                    |
| (変更の上、18.から移動)                              | 25. 人材派遣業並びに人材紹介業                                       |
| (新設)                                        | 26. 損害保険代理業                                             |
| 12. <u>貨物運送取扱事業</u>                         | 27. <u>一般貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業並びに産業廃棄物収集運搬業</u> |
| 13. 電気通信工事                                  | (変更の上、18.へ移動)                                           |
| 14. (条文省略)                                  | (12.へ移動)                                                |
| 15. (条文省略)                                  | 28. (現行どおり)                                             |
| 16. (条文省略)                                  | (23.へ移動)                                                |
| 17. <u>ビルメンテナンス業およびビルの管理業務に関するコンサルタント業務</u> | (変更の上、24.へ移動)                                           |
| 18. <u>人材派遣業および人材紹介業</u>                    | (変更の上、25.へ移動)                                           |
| 19. (条文省略)                                  | 29. (現行どおり)                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>② 定時株主総会および臨時株主総会は、本店所在地である福岡市または隣接する地に招集する。</p>           | <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                                | <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>                               | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、取締役相談役を各若干名選定することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> |
| 第23条 (条文省略)                                                                                                                                                                        | 第23条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>                      | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、<u>取締役の全員の同意があるときは</u>、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>                                                                                           |
| <p>(取締役会の決議の方法)<br/>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                               | <p>(取締役会の決議の方法)<br/>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                           |
| <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>                                         | <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>                                                                          |
| <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                                                    | <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                      | (重要な業務執行の決定の委任)<br>第28条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>                                    |
| (取締役会規程)<br>第28条 (条文省略)                                                                   | (取締役会規程)<br>第29条 (現行どおり)                                                                                                                                      |
| (取締役の報酬等)<br>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                | (取締役の報酬等)<br>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>                           |
| (新設)                                                                                      | (非業務執行取締役との責任限定契約)<br>第31条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u> |
| 第5章 監査役および監査役会                                                                            | 第5章 監査等委員会                                                                                                                                                    |
| (監査役および監査役会の設置)<br>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。                                                | (監査等委員会の設置)<br>第32条 当社は、監査等委員会を置く。                                                                                                                            |
| (監査役の数)<br>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。                                                          | (削除)                                                                                                                                                          |
| (監査役の選任)<br>第32条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | (削除)                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                   |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>                                                                                                 |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> |
| <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                          |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                             |

| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)<br/> 第38条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(監査等委員会規程)<br/> 第37条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p>(監査役の報酬等)<br/> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                   | <p>(削除)</p>                                                                                   |
| <p>(会計監査人の設置)<br/> 第40条 (条文省略)</p>                                                    | <p>(会計監査人の設置)<br/> 第38条 (現行どおり)</p>                                                           |
| <p>(会計監査人の選任)<br/> 第41条 (条文省略)</p>                                                    | <p>(会計監査人の選任)<br/> 第39条 (現行どおり)</p>                                                           |
| <p>(会計監査人の任期)<br/> 第42条 (条文省略)</p>                                                    | <p>(会計監査人の任期)<br/> 第40条 (現行どおり)</p>                                                           |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                          | <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                |
| <p>(事業年度)<br/> 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。</p>                               | <p>(事業年度)<br/> 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>                                        |
| <p>(期末配当金)<br/> 第45条 (条文省略)</p>                                                       | <p>(期末配当金)<br/> 第43条 (現行どおり)</p>                                                              |
| <p>(中間配当金)<br/> 第46条 (条文省略)</p>                                                       | <p>(中間配当金)<br/> 第44条 (現行どおり)</p>                                                              |
| <p>(期末配当金等の除斥期間)<br/> 第47条 (条文省略)</p>                                                 | <p>(期末配当金等の除斥期間)<br/> 第45条 (現行どおり)</p>                                                        |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、2021年4月1日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | あり た 徹 や<br>有 田 徹 也<br>(1960年1月9日生)         | 1983年 4月 (株)福岡銀行入行<br>2013年 4月 同 北九州営業部執行役員部長<br>2014年 4月 同 公務金融法人部執行役員部長<br>2016年 4月 同 北九州本部常務執行役員本部長<br>2017年 4月 同 北九州本部取締役常務執行役員本部長<br>2018年 4月 (株)FFGビジネスコンサルティング代表取締役社長<br>2019年 4月 当社入社顧問<br>2019年 6月 当社取締役副社長（現任）   | 6,900株            |
| 2     | ごん とう いち お<br>権 藤 勇 夫<br>(1941年7月30日生)      | 1960年 4月 住友商事(株)入社<br>1996年 8月 当社入社関西事業本部副本部長<br>1997年 6月 当社取締役関西事業本部副本部長<br>1998年 4月 当社常務取締役環境・景観事業本部長<br>2002年10月 当社専務取締役兼営業本部長<br>2003年 5月 当社代表取締役社長<br>2012年 6月 当社代表取締役会長<br>2018年 6月 当社取締役会長（現任）                      | 93,800株           |
| 3     | い さ とし おき<br>伊 佐 寿 起<br>(1951年1月1日生)        | 1984年 1月 当社入社<br>1995年 6月 当社取締役九州事業本部大分事業部長<br>2010年 6月 当社常務取締役営業本部長<br>2015年 6月 当社専務取締役営業所轄<br>2017年 6月 当社専務取締役関東事業部所管<br>2018年 4月 当社取締役専務執行役員営業本部統括<br>2019年 6月 当社取締役専務執行役員営業本部統括、製造本部統括<br>2020年 4月 当社取締役専務執行役員営業統括（現任） | 60,100株           |
| 4     | ※<br>むら た てる おき<br>村 田 暉 昭<br>(1943年6月16日生) | 1966年 4月 鹿島建設(株)入社<br>2002年 6月 同 取締役土木営業本部長<br>2004年 6月 同 常務取締役土木営業本部長<br>2005年 6月 同 常務執行役員土木営業本部長<br>2008年 4月 同 専務執行役員土木営業本部長<br>2012年 4月 同 常任顧問                                                                          | 一株                |

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 上記の各候補者と当社との間の特別の利害関係については該当ありません。

3. 村田暉昭氏は社外取締役候補者であります。

4. 村田暉昭氏については、長年にわたり土木事業に携わった豊富な経験と高い見識及び企業経営に関する経験を有しており、取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督等に関し、当社と利害関係のない立場から有益な意見が

- いただけるなど、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、かつ、社外役員として村田暉昭氏が取締役を選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
  6. 取締役候補者村田暉昭氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
  7. 「候補者の有する当社の株式数」については、2020年11月10日現在の所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、2021年4月1日付で監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | ※<br>はまなかとしお生<br>濱中聡 (1953年1月8日生)   | 1977年 4月 鹿島建設(株)入社<br>1989年 4月 同 東京支店工事課長<br>2000年 5月 同 九州支店土木営業部担当部長<br>2012年10月 同 環境本部担当部長<br>2014年 3月 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会技術部長<br>2019年 4月 当社入社技術研究所長 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 一株                |
| 2     | ※<br>さくらいふみお夫<br>櫻井文夫 (1954年12月3日生) | 1977年 4月 (株)福岡銀行入行<br>2005年 6月 同 取締役事務統括部長兼ふれあい支店長委嘱<br>2005年10月 同 取締役監査部長委嘱<br>2006年 6月 同 執行役員監査部長委嘱<br>2007年 4月 同 執行役員人事部長委嘱<br>2009年 4月 同 取締役常務執行役員<br>(株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員<br>2009年 6月 同 取締役執行役員<br>2011年 4月 (株)福岡銀行取締役専務執行役員<br>2011年10月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員CIO<br>2012年 4月 (株)福岡銀行取締役副頭取 (代表取締役)<br>2014年 4月 (株)熊本銀行取締役副頭取 (代表取締役)<br>2017年 4月 ふくおか証券(株)取締役会長 (代表取締役)<br>2020年 4月 (株)福岡銀行顧問 (現任)<br>2020年 6月 当社取締役 (現任) | 一株                |
| 3     | ※<br>もときまさゆき<br>本木正之 (1954年10月9日生)  | 1977年 4月 西日本鉄道(株)入社<br>1991年 4月 西鉄シー・イー・コンサルタント(株)出向<br>2003年 7月 (株)西鉄土木出向<br>2005年 7月 (株)西鉄ロードサービス出向<br>2006年 7月 西鉄シー・イー・コンサルタント(株)代表取締役社長<br>2011年 7月 (株)西鉄グリーン土木代表取締役社長<br>2016年 7月 (株)西鉄テクノサービス代表取締役社長<br>2019年 4月 西鉄エンジニアリング(株)代表取締役社長<br>2020年 6月 当社監査役 (現任)                                                                                                                                                                    | 一株                |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
 2. 上記の各候補者と当社との間の特別の利害関係については該当ありません。  
 3. 櫻井文夫、本木正之の両氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 櫻井文夫氏及び本木正之氏の両社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について、両氏は、経営者としての豊富な経験及び高い見識を有しており、当社の経営上有用な

- 指摘・意見並びに有効な助言を期待することができるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、かつ、社外役員として櫻井文夫、本木正之の両氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
  6. 櫻井文夫氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6ヶ月となります。
  7. 監査等委員である取締役候補者櫻井文夫、本木正之の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年2月14日開催の臨時株主総会において、年額400百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情、定款における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を15名以内から8名以内に変更することを考慮し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

現在の取締役は5名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決をされますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

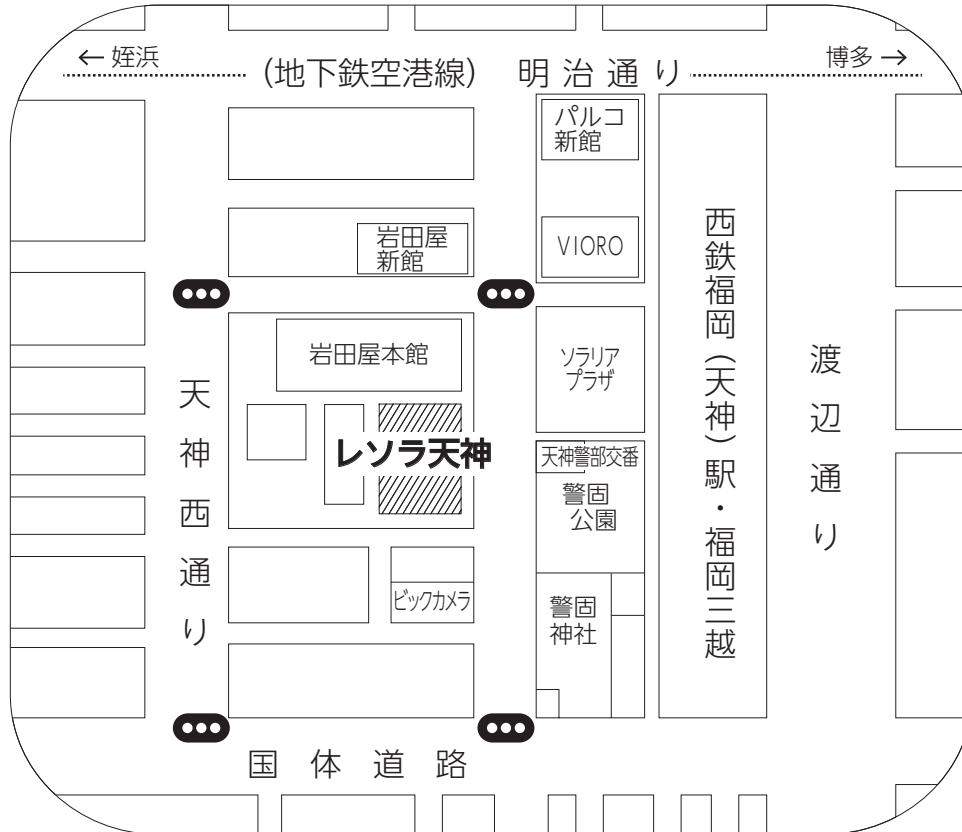
なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上



# 株主総会会場のご案内

会 場 福岡市中央区天神二丁目5番55号  
レソラ天神5階 レソラNTT夢天神ホール



- ①JR 博 多 駅……地下鉄で7分 (地下鉄天神駅まで)
- ②福 岡 空 港……地下鉄で12分 (地下鉄天神駅まで)
- ③西鉄福岡 (天神) 駅……徒歩3分
- ④地 下 鉄 天 神 駅……徒歩5分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。